豊中市社会福祉法人地域貢献活動推進地域協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉 法人が地域公益事業を行う社会福祉充実計画の策定にあたり住民その他の関係者からの意見聴 取を円滑に行うとともに、社会福祉法人がその本旨に基づき地域貢献活動を行うにあたり社会 福祉法人、地域住民、行政が連携して地域課題に取り組む体制を整備することで地域福祉の向 上を図るため、豊中市社会福祉法人地域貢献活動推進地域協議会(以下「協議会」という。)を 設置する。

(協議会)

- 第2条 協議会は、別表第1に掲げる組織(以下「構成組織」という。)から推薦された者で構成 し、前条の趣旨を達成するため、次に掲げる事項について協議・意見交換を行う。
 - (1) 社会福祉法人が予定している地域公益事業の内容及び事業区域における需要
 - (2) 地域公益事業の実施状況
 - (3) 社会福祉法人・施設、地域、行政の取組・課題
 - (4) 社会福祉法人・地域住民・行政の連携のあり方
 - (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 協議会に会長を置き、福祉部長の職にある者をもって充て、会議の招集及び進行を行う。なお、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、福祉指導監査課を担当する次長の職にある者が会長の事務を代行する。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる事項について専門的見地からの助言や専門知識の提供を求める ため、協議会のもとにアドバイザーを置くことができる。

(構成組織以外の者の出席)

- 第3条 所轄庁が豊中市長の社会福祉法人が、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合は、協議会に出席し、意見聴取を行うものとする。
- 2 所轄庁が豊中市長以外の社会福祉法人が、本市域内において地域公益事業を実施する場合、 協議会に出席し、意見聴取を行うことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、豊中市福祉部福祉指導監査課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成29年8月3日から実施する。

附目

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表第1 (第2条関係)

分類	組 織 名
社会福祉法人	豊中市社会福祉施設連絡会
	豊中市社会福祉協議会
地域住民	豊中市民生・児童委員協議会連合会
	豊中市社会福祉協議会校区福祉委員会
	豊中市社協ボランティア団体連絡会
行政	豊中市福祉部長
	豊中市福祉部福祉指導監査課を担当する次長の職にある者
	豊中市福祉部地域共生課
	豊中市福祉部福祉指導監査課
	豊中市福祉部障害福祉課
	豊中市福祉部長寿社会政策課
	豊中市こども未来部こども政策課